

1. 雇用保険に加入していましたか



被扶養者として認定します。「被扶養者異動届」に次の書類を添付して申請してください。

- ①「退職（資格喪失）証明書」
- ②「雇用保険未加入証明書」(*) または「雇用保険未加入の証明のある退職証明書」

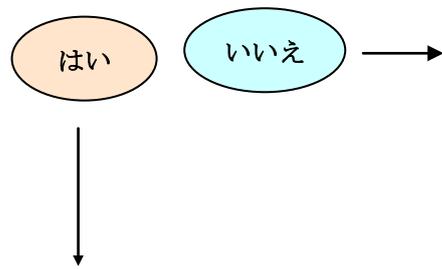
2. 雇用保険失業給付を受給しますか



被扶養者として認定します。「被扶養者異動届」次の書類を添付して申請してください。

- ①「退職（資格喪失）証明書」
- ②「雇用保険誓約書」(*) ※まずは①②をご提出ください。
- ③「離職票1、2」(写)、離職票を取らない場合は「離職票未発行証明書」(写)

3. 受給期間の延長手続きをしますか



受給開始まで被扶養者として認定します。

「被扶養者異動届」に次の書類を添付して申請してください。

- ①「退職（資格喪失）証明書」
- ②「雇用保険誓約書」(*) ※まずは①②をご提出ください。
- ③「離職票1、2」(写)
- ④「雇用保険受給資格者証」(両面)(写)(失業給付申請手続き後、公共職安から渡されます)

(*は「申請書式ダウンロード」の「家族を加入させたいとき」の「添付書類」からダウンロードしてください)

受給開始まで被扶養者として認定します。「被扶養者異動届」に次の書類を添付して申請してください。

- ①「退職（資格喪失）証明書」
- ②「雇用保険誓約書」(*) ※まずは①②をご提出ください。
- ③「離職票1、2」(写)
- ④「受給期間延長通知書」(写)(公共職安にて延長手続き後に提出ください)

(*は「申請書式ダウンロード」の「家族を加入させたいとき」の「添付書類」からダウンロードしてください)

4. 受給を開始したら

速やかに**被扶養者減少**の手続きをしてください。

ただし、基本手当日額が3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)の場合は引き続き認定します。

基本手当日額確認のため、「雇用保険受給資格者証」(両面)(写)を提出してください。

5. 受給が終了したら

再度、被扶養者として認定します。

被扶養者異動届に「雇用保険受給資格者証」(両面)(写)(公共職安の終了印があるもの)を添付して申請してください。

《参考》図

